

令和2年度

静岡市井川財産区会計
歳入歳出決算審査意見書

静岡市監査委員

03 静 監 第 743 号

令和 3 年 9 月 2 日

静岡市井川財産区管理者
静岡市長 田辺 信宏 様

静岡市監査委員 遠 藤 正 方
同 白 鳥 三和子
同 大 村 一 雄
同 佐 藤 成 子

令和 2 年度静岡市井川財産区会計歳入歳出決算審査意見の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項の規定により、令和 2 年度静岡市井川財産区会計歳入歳出決算及び関係書類を静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号）に基づいて審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和2年度静岡市井川財産区会計歳入歳出決算審査意見

1 審査の基準

この審査は、静岡市監査基準（以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 審査の種類

(1) 審査の名称

令和2年度静岡市井川財産区会計歳入歳出決算審査

(2) 根拠法令

地方自治法第233条第2項

3 審査の対象

令和2年度 静岡市井川財産区会計歳入歳出決算

4 審査の着眼点

(1) 決算書及びその附属書類は、法令で定める様式を基準として作成されているか。

(2) 決算書及びその附属書類の計数は正確か。

(3) 予算の執行は、効率的かつ適正に行われているか。

(4) 財政状態は良好か。

5 審査の主な実施内容

令和2年度静岡市井川財産区会計歳入歳出決算書及びその附属書類について、上記着眼点に基づき審査した。

6 審査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局執務室

(2) 日程

令和3年6月14日から令和3年8月30日まで

7 審査の結果

(1) 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から6までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において令和2年度静岡市井川財産区会計歳入歳出決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

なお、決算の概要等は、後述のとおりである。

(2) 監査基準第 19 条第 4 項の規定に基づく記載

歳出において、予備費を充用した上で市一般会計へ繰出金を支出していた。

予備費の充用は、予算が不足した場合の例外的な措置であり、長の責任において必要な科目に充用して支出することができるものの、支出が禁じられているものや議会が否決したものへの充用ができないなどの制約もある。予算の弾力的な運用を認めながらも、その執行には厳格な判断が求められることから、予備費を充用する際は市予算規則第 31 条の規定により必要な事務手続を行うことが定められている。しかしながら、今回のケースではそれら事務手続がなされておらず、会計上の処理のみを行い、繰出金を支出していた。その結果、予備費を充用する意思決定がなされた経緯を書類等で確認することができない状態となっていた。

予備費の充用や市一般会計への繰出は、井川財産区会計において例年発生する事務ではないが、これを契機に、井川財産区における意思決定の在り方を含めた事務処理全般について今一度整理し、確認することが望まれる。

財産区は財産区のある市町村又は特別区との一体性をそこなわないように努めなければならない旨が地方自治法に規定されており、その事務は原則として長が地方自治法の規定により処理することとされている。本市においては財務に関する規程や事務処理を行う上での規程を財産区として定めていないことから、これらに相当する市の規則は財産区について準用することとなる。このことを、井川財産区の事務を所管する市民局井川支所のみならず、市として再度認識し、対応に当たられたい。

【参考】

静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号）（抄）

（監査報告等の内容）

第 19 条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第 1 号から第 8 号まで 略

2 前項第 7 号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

第 1 号から第 4 号及び第 6 号から第 8 号まで 略

(5) 決算審査 前項第 1 号から第 6 号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。

3 第 1 項第 7 号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第 5 項及び第 6 項 略

(注) 数値は、次のとおり表示し、又は算出しているため、差額、合計等が一致しない場合がある。

(1) 文中の金額は原則として万円単位、表中の金額は千円単位で表示し、いずれも単位未満は切り捨てである。

(2) 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。ただし、99.95%以上100%未満のものは99.9%とした。

(3) 差額等の数値が0のもの又は該当数値はあるが単位未満のものは、「0」、「0.0」で表示した。

(4) 該当数値がないもの、算出不能なもの又は1,000.0%以上の増減率等の無意味なものは、「-」で表示した。

(5) 減数又は負数は、「△」で表示した。

8 決算の概要

歳入 (単位 千円・比率 %)

区分	予算現額	調定額	収入済額	執行率	収入率	不納欠損額	収入未済額
令和2年度	16,932	16,030	16,030	94.7	100.0	-	-
令和元年度	7,000	6,284	6,284	89.8	100.0	-	-
比較増減	9,932	9,745	9,745	4.9	0.0	-	-
増減率	141.9	155.1	155.1	-	-	-	-

歳出 (単位 千円・比率 %)

区分	予算現額	支出済額	執行率	翌年度繰越額	不用額	歳入歳出差引額
令和2年度	16,932	12,100	71.5	-	4,831	3,930
令和元年度	7,000	5,529	79.0	-	1,470	754
比較増減	9,932	6,570	△7.5	-	3,361	3,175
増減率	141.9	118.8	-	-	228.6	420.5

- (1) 収入済額は、前年度に比べ974万円(155.1%)増加していた。これは主に、基金繰入金が1,061万円増加したためである。
- (2) 支出済額は1,210万円で、予算現額に対する執行率は71.5%となっていた。これは主に、議会費において、新型コロナウイルス感染症の影響により議員の視察研修を実施しなかったことによるものである。
- (3) 支出済額は、前年度に比べ657万円(118.8%)増加していた。これは主に、本年度は、井川財産区有地植林等委託業務を行ったことによるものである。

9 決算収支の状況

(単位 千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
A 歳入決算額	16,030	6,284	9,745
B 歳出決算額	12,100	5,529	6,570
C 形式収支(A-B)	3,930	754	3,175
D 翌年度へ繰り越すべき財源	—	—	—
E 実質収支(C-D)	3,930	754	3,175

10 財産に関する調書

- (1) 公有財産の状況は、次のとおりである。

土地

(単位 m²)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	
土 地	宅 地	1.02	—	1.02
	山 林	36,724,658.78	—	36,724,658.78
	計	36,724,659.80	—	36,724,659.80

山林

(単位 面積 m^2 ・蓄積量 m^3)

土地の 権利の区分	土地面積	立木の推定蓄積量		
	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
所有	36,724,658.78	689,886.60	4,430.41	694,317.01
直営	19,173,660.78	495,485.33	2,270.85	497,756.18
分収	11,045,399.00	194,401.27	2,159.56	196,560.83
貸付	6,505,599.00	—	—	—

立木の推定蓄積量は、前年度に比べて4,430 m^3 増加していた。これは主に、発育による自然増によるものである。

(2) 基金の保有状況は、次のとおりである。

井川財産区運営基金

(単位 千円)

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
現金	260,490	△12,138	248,352

基金の決算年度末現在高は、前年度に比べて1,213万円減少していた。これは、基金の取崩しによるものである。